

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員個人情報保護規程

平成19年8月24日

監査告示第3号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員が保有する個人情報に係る埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の施行については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年広域連合規則第19号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。